

令和8年度

天草市就学援助制度についてのお知らせ

天草市教育委員会

天草市では、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な学用品費などの経費の一部を援助しています。（「就学援助」といいます。）小・中学生の保護者の方で就学援助を希望する方は申請が必要です。

1 この制度に申し込むことができる人

天草市立の小学校または中学校に在学する児童生徒（区域外就学を承認された児童生徒を含む）の保護者で、次の認定基準に該当する人。

ただし、認定基準を満たしても、所得状況によっては対象とならない場合があります。

【認定基準】

前年度または今年度において

- 生活保護を受けている人
- 生活保護が停止または廃止となった人
- 市民税の非課税または減免を受けている人
- 個人事業税、固定資産税、国民健康保険料、国民年金保険料の減免などを受けている人
- 児童扶養手当の支給を受けている人
- その他、特別な事情により経済的に困っている人など

2 支給内容

- (1) 学用品費・通学用品費（定額）
- (2) 新入学児童生徒学用品費等（定額※新1年生のみ）
- (3) 修学旅行費（対象経費の実費）
- (4) 学校給食費
- (5) 日本スポーツ振興センター災害共済掛金（保護者負担分※原則当初認定者）
- (6) 医療費（実費分を医療券として交付）※生活保護世帯のみ

※治療前に学校長から医療券の交付を受けて治療を行ってください。（医療券がないと援助の対象になりません。）

【医療費の対象となる疾病】

トラコーマ及び結膜炎、白せん、かいせん及び膿かしん、中耳炎、慢性副鼻くう炎及びアデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫病（虫卵保有を含む。）

3 申請期限

- (1) 在学生の保護者・・・・・・・・各学校が指定する日
- (2) 長子が新小学1年生となる保護者・・・・令和8年4月10日（金）

4 申請方法

各学校に備え付けの申込書類に必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。「認定基準」に記載されている税金等の減免や、児童扶養手当の支給を受けている人は、それを証明できる書類または写しを添付してください。

現在、就学援助を受けており、引き続き就学援助を希望される場合も、新たに申込書類を学校へ提出してください。

※市役所各窓口では税の減免等に関する電話での照会には対応できません。

※令和7年1月2日以降に天草市へ転入された方は、転入前の市区町村から発行される所得証明書（世帯全員の所得額、各種控除額がわかるもの）の提出が必要となります。

5 認定者の決定と支給方法

提出された申込書類の確認と対象世帯の所得調査等を行い、審査のうえ、認定の可否を決定し、学校長を通じて通知します。

支給については、学校給食費及び医療費を除き、原則として申請時に申し出のあった口座へ学期毎（7月、12月、3月）に振り込みます。ただし、申込書に基づき学校納付金に未納が生じた場合は、就学援助費を未納金に充てることとします。

6 援助費の入学前支給について

令和8年4月に小学校または中学校に入学予定の児童生徒の保護者は、援助費の一部（「新入学児童生徒学用品費等」）を入学前の3月に受けることができます。

希望される方は、各学校が指定する日までに申込書類を学校に提出してください。（詳細は別に配付するお知らせをご確認ください。また、1月以降に天草市のホームページにも情報を掲載予定です。）

7 注意事項

就学援助の審査は、保護者の所得額等に基づいて行いますので、保護者の方は所得の申告が必要です。（会社が申告している場合や確定申告をされている方は、申告の必要はありません。）

世帯の所得の合計で審査しますので、該当する人は全て申告を行ってください。

なお、認定に際し、必要に応じて別途追加資料の提出を求める場合があります。

あらかじめご了承ください。

8 その他

上記3の申請期限後も、他市町村からの転入や、特別な事由等により家庭の経済状況が悪くなった場合等は、随時申請を受け付けます。

なお、受付期間は、令和9年1月29日（金）までです。

【就学援助制度についての問い合わせ先】

各小学校・中学校、または天草市教育委員会学校教育課（TEL:24-8813）